平成２９年（フ）第１６９３号
大阪府守口市東町１丁目22番18―211号
債務者　名嘉山典子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７４０号
大阪府枚方市田口４丁目41番７号
債務者　シングアマルナトゥこと　ＳＩＮＧＨ　ＡＭＡＲＮＡＴＨ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５２号
大阪市旭区高殿６丁目５番12号　マックス高殿　502号室
債務者　伊藤　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０９６号
大阪市東淀川区豊里１丁目５番19号　サニーハイツ伍晃　305号
債務者　小玉　豪人（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０２号
大阪市平野区長吉六反５丁目２番１―105号
債務者　カラオケあこことカラオケかずこと　工藤　和子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０７号
大阪市西区阿波座２丁目２番21号　1107
債務者　松田　幸弘
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１４０号
大阪市淀川区西中島１丁目１番15号
債務者　冨迫　五子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１４２号
大阪府茨木市下井町９番17号
債務者　藤春　正明
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５６号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番21―401号
債務者　町田静愛こと　ＫＯ　ＪＵＮＧＡＥ　高　　静愛
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１９１号
大阪市淀川区東三国６－１－30　コポリマンション東三国管理人室、住民票上の住所大阪府箕面市石丸２丁目19番11号（201号）
債務者　上村　行雄
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２１１号
大阪府守口市寺内町２丁目７―29マルセビル506、住民票上の住所大阪府四條畷市砂１丁目15番25号ウイングハイツ201
債務者　西岡　義弘
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２１９号
兵庫県尼崎市宮内町２丁目84番地　アイ・ドミール　201
債務者　林　　和代
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２５６号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目22番９号
債務者　松川　崇子（旧姓勇伊）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２８４号
大阪市都島区都島中通２丁目３番７号　ノースキューブ201号
債務者　近藤　綾子
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２８９号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目２番地の１（D33―304）、前住所大阪府枚方市岡山手町15番５号
債務者　木下　満成
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５号
岡山県久米郡美咲町原田1475番地３、前住所福島県会津若松市西年貢１丁目７番80号カクスケアパート南
債務者　海内　俊樹
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
岡山地方裁判所津山支部